

様式第 22 (第43条関係) (平27総省令98・全改)
(表)

氏 所 名 属	民間事業者による信書の送達に関する法律 第三十七條第三項の規定による 信書便検査職員による証		第	号	発 行 年 月 日
			省		
	印	務	年	月	日

(裏)

民間事業者による信書の送達に関する法律抜粋第37条

- 2 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、一般信書便事業者又は特定信書便事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

注 大きさは、縦9センチメートル、横6センチメートルとする。